

マイナンバーカード出張交付のご案内

マイナンバーカードの受け取りは、本人の意思および本人による受け取りが必要です。仕事や学業が忙しい等の理由で代理人が受け取ることはできません。15歳未満の方および成年被後見人の本人の意思は法定代理人の意思があれば可能ですが、受け取りについては必ず15歳未満の方も成年被後見人の方も来庁していただく必要があります。

しかし、本人が寝たきり等で歩行困難であり、市役所への来庁ができないと認められる場合は、職員が出張し交付を受けることができます。出張交付の依頼には、以下の書類の提出が必要です。出張交付の依頼をする場合は、必ず事前にご相談ください。必要書類不備等で交付できない場合があります。

【必要書類】

- 出張交付依頼書兼暗証番号設定依頼書
- 交付通知書（ハガキ）
 - ・回答書、委任状、暗証番号を本人が記入してください。
 - ・暗証番号を記入してください。
 - 署名用電子証明書用
アルファベットの大文字と数字の組合せ6～16ケタ
 - 利用者証明用電子証明書用③住民基本台帳用④券面事項入力補助用
数字4ケタ（②～④は同じ数字で設定可能）
 - ・暗証番号欄に目隠しシールを貼ってください。
- 通知カード（ない場合は、紛失届を記入）
- 本人確認書類（郵送の場合は写し）
 - 顔写真付き本人確認書類1点（運転免許証、身体障害者手帳等）
 - または
 - 顔写真付きでない本人確認書類2点（健康保険証、介護保険証、年金手帳等）
- 外出困難の理由を示す書類（郵送の場合は写し）
 - 診断書、診療計画書、介護施設入居の契約書等（身体障害者手帳で歩行困難等が判断できれば可）

【注意事項】

- *本人確認書類は有効期限内、最新の住所氏名が記載されたものが必要です。
- *手が不自由等でやむを得ず代筆される場合は、余白にその旨を記入したうえで本人の拇印を押してください。極力、氏名欄はご本人の署名をお願いします。
例：「脳性麻痺のため〇〇〇〇が代筆」＋本人の拇印
- *暗証番号は職員が入力します。
- *交付通知書（ハガキ）の返却は致しませんので、暗証番号はご自身で控えをとってください。

豊橋市マイナンバーコールセンター
0532-43-5505
(平日8時30分から17時まで)